

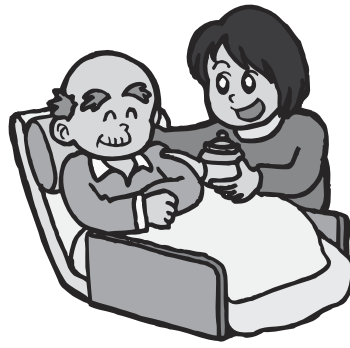
普通徴収の場合

対象となる人

受給している年金額が、年額十八万円未満の人
 老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、恩給などを受給している人
 年度の中で六十五歳になった人や鳥取市に転入した人など

支払い方法

七月から翌年の二月までの八回払いです。七月中旬に納付書をお送りしますので、金融機関に支払ってください。すでに口座振込の手続をされている人は、その口座から引き続き振替させていただきます。



保険料を支払わなかったら？

納期を過ぎた保険料には、督促手数料や延滞金がかかります。また、特別な事情がない限り保険料を滞納すると次のような措置を受ける場合があります。

サービスを利用した時点で、自己負担分の一割だけでなく、いったん全額支払っていただきます。この場合、後日九割を払い戻します（申請が必要です）。さらに、滞納が続いた場合は、自己負担額が増えることになります。

長期間にわたり滞納した場合には、その期間に応じて一定の期間、自己負担額が一割から三割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

保険料を支払えない場合は？

災害などの特別な事情により決定された保険料を支えない場合は、申請により一定期間の支払猶予または減免を受けることができます。

平成14年度介護保険料の軽減申請を受け付けます

鳥取市は、65歳以上の人のうち生活が著しく困窮している人に対し、介護保険料の軽減措置を行っています。

軽減の対象となる人

- 【ア】下記の から () についてはいずれか) の条件をすべて満たす介護保険料第1および第2段階の人生活保護を受けていない。
 本人と家族に市民税が課されていない。
 市民税が課されている者に扶養されていない。
 市民税が課されている者と生計を共にしていない。
 の1 本人と家族の前年1年間の収入の合計金額が120万円以下であり、かつ、今年1年間の収入見込額の合計金額が120万円以下である。(世帯員3人以上の場合は、1人につき35万円加算する。)
- の2 本人と家族の前年1年間の収入の合計金額が60万円以下であり、かつ、今年1年間の収入見込額の合計金額が60万円以下である。(世帯員3人以上



の場合は、1人につき17万5,000円加算) 資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。(預・貯金は、1人あたり60万円以下)

【イ】介護保険料第2段階の者で、『鳥取市外国人高齢者福祉手当』を受給している人

申請期限 平成14年7月31日(水)

軽減の程度

保険料段階	対象となる条件	保険料額	
		軽減前の額	軽減後の額
第1段階	上記アの年間収入が60万円以下の人	17,300円	8,600円
第2段階	上記アの年間収入が60万円以下の人	25,900円	8,600円
	上記アの年間収入が60万円超120万円以下の人	25,900円	17,300円
	上記イの鳥取市外国人高齢者福祉手当を受給している人	25,900円	17,300円